

よくある相談事例 その2

医療法人の現状と課題

四病協アンケート

「税務調査の対策 その1」

前回はリースについての話をしましたが、同じように開業されてから3～5年ほど経過すると、税務署から調査依頼の連絡があります。

この税務調査、様々な憶測があるので、一つ一つの情報を正確にお伝えします。

1. 税務調査の種類

まず、税務調査には強制調査と任意調査があります。よく「マルサの女」(強制調査)がテレビなどを賑わせているので、そのイメージもあるようです。

しかし、殆どは任意調査で、その目的は税金の徴収ではなく申告書の確認作業です。

2. 連絡と日程

税務署からの連絡は、通常は1カ月ほど前に税務署から税理士にあります。ただ稀に病医院に直接連絡が入ることもあります。(抜き打ち調査などもこの部類)

これにはからくりがあって、申告の際、税理士に委任状を提出しているお客様は、税務署から税理士に連絡するようになっています。

しかし、委任状の提出がないとお客様に直接掛かってきます。

先日も弊社と新規契約されたお客様の元へ税務署から直接掛かってきた様です。前の税理士は案の定委任状を提出していませんでした。

調査の日程は1～3日で、通常は2日間が多いでしょう。

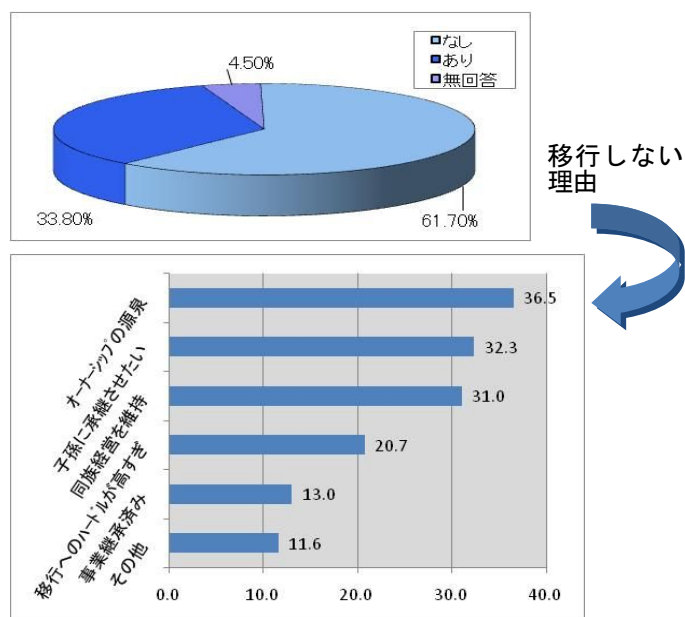
次回はもう少し掘り下げて見てみます。

四病院団体協議会は「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査報告書」を公表した。それによると、「持ち分あり」の医療法人から「持ち分なし」への移行の意思を持つ法人は33.8%にとどまった。

この調査は病院を開設する全国の4888の医療法人を対象に2010年6～7月に実施し、1058法人が回答した(有効回収率21.6%)。内訳は、持ち分のある社団が69.7%、持ち分なしの社団が22.6%、財団が7.8%。

2007年4月施行の改正医療法で非営利性の徹底が図られ、医療法人は持ち分なしが原則となった。ところが今回の調査では、持ち分ありの医療法人の61.7%が、持ち分なしへの移行の意思は「なし」と回答している。理由は、「持ち分はオーナーシップ(所有権)の源泉であり、放棄できない」が36.5%で最も多く、次いで「相続税を支払っても子孫に承継させたいため」(32.3%)が多かった。また、移行への高いハードルとして「相続税法第66条4項の要件の厳しさ」が多く挙げられた。一方、移行の意思を持つ医療法人の90.4%は「(持ち分の払い戻しに左右されない)安定経営のため」を理由に挙げている。

図1: 持ち分のある社団から「持ち分なし」への移行意思



Medical News 2011.8.2号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL: 06-6228-3345 FAX: 06-6228-3346

E-mail: mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp